重点施策

重点施策 1　女性への支援の強化

（1）妊娠・出産・子育て期にある女性への支援の強化
女性特有の妊娠や出産に関して生じる問題の解決を目指し、妊娠期からの切れ目のない支援を進めていきます。

（2）自殺リスクを抱えている女性への支援
DV、離婚、不安定就労による経済不安、 家族関係の悩み、セクシャルハラスメント、ケアの負担など、様々な社会的要因による困難を抱えやすい女性に対し、的確な支援を行えるよう取組を強化します。

重点施策 2　若年層への支援の強化

（1）若年層が相談しやすい相談窓口の周知
若年層が様々な困難に直面した際に、ひとりで抱え込むことなく、関係者に相談できるよう、相談窓口の周知を強化します。

（2）子育てをされている人に対する支援
妊娠期から子どもの保護者の相談・各種支援の強化を進めます。

（3）様々な生きづらさを抱えた人への支援
様々な生きづらさを抱えた方に対して、その人らしく生きることができるための支援を行います。

重点施策 3　高齢者への支援の強化

（1）高齢者とその家族や支援者への相談・支援機関の周知
高齢者とその家族や支援者に対して、高齢者向けの様々な相談・支援機関に関する情報の周知を図ります。

（2）支援者の「気づき」の力を高める
高齢者の日常生活を支える人が、日々の関わりの中で早期に自殺のリスクに気づき、必要な支援へつなぐことができるよう、支援者を対象としたゲートキーパー研修を実施し、支援者の気づきの力を高めます。

（3）高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進
高齢者が身近な場所で集える場の提供等を通じて、地域とつながることにより、高齢者が生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。

（4）介護者への支援の推進
高齢者を支える家族等の介護者への支援を行います。

重点施策 4　生活困窮者への支援の拡充

（1）生活困窮者に対する「生きることの包括的な支援」の強化
生活困窮者自立支援制度に基づく各種の取組と自殺対策との連携を強化することにより、生活苦等から自殺のリスクが高い市民に「生きることの包括的な支援」を提供します。

（2）支援につながっていない人を早期に支援につなぐための取組の推進
生活苦に陥っている人で支援につながっていない方に対して、行政側から適切な働きかけを行い、支援へとつなぐ体制を強化します。

重点施策 5　市民への心の健康づくり

（1）野洲市ほほえみやす21健康プラン（第2次）と連携した心の健康づくり
野洲市ほほえみやす21健康プラン（第2次）の心の健康づくりと連携し、心の健康を保つ生活や心の病気の理解促進を図り、地域ぐるみの取組を進めます。

生きる支援の関連施策

野洲市において既に行われている様々な事業を「生きることの包括的な支援」として、自殺対策の視点から捉え直し、「基本施策」「重点施策」で掲げられた事業と連携して推進します。

ひとりで悩まないで　**ご相談や詳しい内容については下記まで**

野洲市ホームページhttp://www.city.yasu.lg.jp
野洲市健康推進課　野洲市辻町433-1　野洲市健康福祉センター内　電話 588-1788　FAX 586-3668

概要版

第2期
いのち支える野洲市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない野洲市をめざして～

気づく
悩みに気づきます

つなぐ
みんなで支えるために
つなぎます

いのち
支える

大切な人、身近な人の悩みに
「気づく」「きく」
「つなぐ」「見守り」
で**いのち**を**支**えます。

きく（傾聴）
悩みをじっくりききます

見守り
安心できるまで見守ります

計画の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない「人と人が支えあう安心なまち」の実現

計画策定の趣旨

自殺者の減少には、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざし、社会全体で「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、総合的に推進することが重要です。生きることの支援に関する事業を市民・関係機関団体・職員が総動員して全市的な取組であることを改めて確認し、誰も自殺に追い込まれることのない「人と人が支えあう安心なまち」の実現をめざします。

計画の期間

令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

計画の数値目標

	現状値 平成30～令和4年	目標値 令和6～10年 （2024～2028年）
自殺死亡率 （人口10万対）	15.3	13.3以下
年間平均自殺者数	7.8人	7人以下

令和6年3月

滋賀県野洲市

野洲市の自殺の現状

1. 自殺者数及び自殺死亡率*

○　自殺者数は平成30年から令和3年は横ばいでしたが、令和4年は増加し11人となっています。
○　自殺死亡率は、全国、滋賀県と比較して低く推移していましたが、平成29年と令和4年は全国、滋賀県より高くなっています。

自殺死亡率の推移（平成21～令和4年）

＊自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺者数

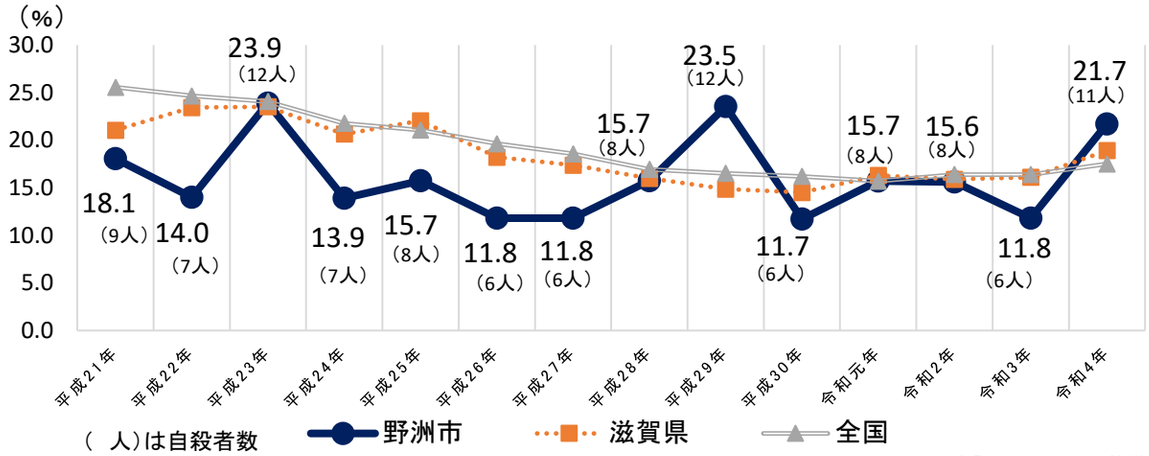

出典：厚生労働省「地域の自殺の基礎資料」

2. 性・年代別自殺割合、自殺死亡率及び未遂者数

○　自殺者割合及び自殺死亡率は、男性は若年層と50歳代が高く、女性は20歳代、40歳代、70歳代が高くなっています。
○自殺者の性別は男性が6割で女性が4割ですが、自殺未遂者は男性が4割で女性が6割であり、とくに若年の女性に多い傾向があります。

3. 自殺の原因・動機及び有職者無職者の割合

○　自殺の原因・動機については「健康問題」が一番多く、次に「家庭問題」、「勤務問題」の順となっています。
○　全国や滋賀県と同様、野洲市も、「有職者」が約4割、「無職者」が約6割という割合になっています。

野洲市の自殺対策における施策体系

「基本施策」「重点施策」「生きる支援の関連施策」により自殺対策の取組を進めます。

誰も自殺に追い込まれることのない「人と人が支えあう安心なまち」の実現

基本施策
全ての市町村が共通して取り組むべきとされている、地域で自殺対策を推進していく際の基盤となる取組
5つの施策

重点施策
野洲市の自殺の実態を踏まえて、自殺のハイリスク層である女性と若年層と高齢者と生活困窮問題と心の健康づくりに焦点を絞った取組
5つの施策

生きる支援の関連施策
野洲市において既に行われている様々な事業を「生きることの包括的な支援」としての視点から捉え直した、自殺対策につながる施策

基本施策

基本施策 1　地域におけるネットワークの強化

（1）地域におけるネットワークの構築と連携の強化
地域の自殺対策に係るネットワークを強化し、それぞれの機関が果たすべき役割を明確化した上で、相互の連携・協働を図ります。

（2）特定の問題に関するネットワークの構築と連携の強化
児童虐待や障がい者虐待等の特定の問題に関してネットワークを構築し連携の強化を図ります。

基本施策 2　自殺対策を支える人材の育成

（1）様々な職種を対象とした研修の実施
市の職員をはじめ、関係団体や教育関係者へゲートキーパー研修を開催し、それぞれの立場の中で気づきに対応でき、適切な支援につなげられる人材を育成します。

（2）市民を対象としたゲートキーパー研修の開催
自分のまわりにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという市民の役割について理解が深まるように市民に対してゲートキーパー研修を開催します。

基本施策 3　市民への啓発と周知

（1）自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）の啓発
自殺予防週間、自殺対策強化月間にあわせて自殺予防の啓発や相談先情報の周知を図ります。

（2）様々な機会を利用した市民への啓発
様々な機会を利用し、市民に対して自殺予防の啓発や相談先の周知を図ります。

（3）市民向け講演会やイベント等の開催
自殺の問題は精神的な問題だけでなく、人権や生活困窮などのさまざまな問題が重なっています。それらの関連するテーマの講演会やイベント等の様々な機会を通じて、自殺予防の啓発を行い、正しい理解の促進を図ります。

（4）ホームページを活用した啓発活動
市民に自殺対策に関する正しい知識や相談場所などの情報提供ができるよう、市のホームページを活用し啓発活動を行います。

基本施策 4　生きることの促進要因への支援

（1）自殺のリスクを抱える可能性のある人の早期発見
自殺リスクを抱える可能性のある人を早期に発見し、支援を進めます。

（2）自殺リスクを抱えている人への個別支援
自殺リスクを抱える可能性がある人へ電話相談や個別支援を行い、自殺予防につなげます。

（3）市民への居場所等の提供
孤立のリスクを抱える可能性がある人に居場所を提供します。

（4）自殺未遂者への支援
滋賀県と連携しながら、自殺未遂者やその家族を支援し、再度の自殺企図の防止に努めます。

（5）遺された人への支援
自死により遺された家族は、大きな影響を受けていることが多いため、継続した相談や訪問による支援を行います。また、同じような体験をした人と出会い、気持ちを分かち合う自死遺族の自助グループなどの周知に努めます。

（6）家族や支援者への支援
介護等をする家族や支援者の負担の軽減を図るため支援を行います。

基本施策 5　児童生徒への支援の強化

（1）児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進
児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進するために、教職員や関係者が研修を受講します。

（2）児童生徒の健全育成に資する各種取組の推進
様々な悩みや問題を抱える児童生徒が、必要な支援を受けられるよう、体制づくりを進めます。